

●富田林市こども計画（素案）\_パブリックコメント結果に関する対応について

回答番号	該当箇所	コメント概要	対応区分	修正前	修正後	市のコメント
1	P31～34	【1】「いじめ」に関する記述の拡充について 素案ではいじめに関する記載が相談支援や要保護児童対策の項目に限定されているが、「こどもの権利擁護」や「学校教育」の項目にも記載すべきである。「こども大綱」や「府こども計画」では、いじめ防止の項目を設け、いじめ対策推進法に基づく対応やこども主体での取組を挙げている。本市のこども達もアンケート結果から権利侵害を敏感に感じており、そのようなこども達の切実な思いに応えるためにも、「いじめ」というものに対する私達おとなの評価および、現在また今後の取組・事業に関する記述の中で「いじめ防止」や「いじめ対策」、被害者救済の観点を含めた相談支援について積極的に記述していただきたい。具体的には、基本目標1の「学童期・思春期・青年期の支援」や個別施策「地域とともに歩む学校教育の推進」、基本目標2の「こどもの権利を守る制度の確立」などの中で学校現場も含めた取組を挙げる必要がある。	②	個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援【現状と課題】 ○青少年や若者は、体や心の発達・変化が著しい時期であることから、不登校、ひきこもり、ニートなど、孤独・孤立状態におちいることがあります。未来を担う青少年や若者が、自らの可能性を信じ、地域の中ででのびのびと成長できる環境をつくっていくことが大切です。	個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援【現状と課題】 ○青少年や若者は、体や心の発達・変化が著しい時期であることから、孤独・孤立状態におちいることなく、自らの可能性を信じ、地域の中ででのびのびと成長できる環境をつくっていくことが大切です。  【※新規加筆】 個別施策9 こどもの権利を守る制度の確立【現状と課題】 ○全国的に、児童虐待相談件数やいじめ認知件数、不登校児童・生徒数の増加が課題となっています。  【今後の取組】 ○不登校対応においては、一人ひとりの状況を踏まえた柔軟な対応が必要とされることから、それぞれのこどもが自分に合った学びの場を選択できるように環境整備を行います。 ○いじめについては、どんな理由があってもいけないことだとの認識に立ち、こどもの人権を最優先に考え、未然防止・早期発見・迅速な対応に努めます。  【主な事業】 ・不登校児童生徒対策の推進【再掲】	いじめ防止対策や不登校支援については重要な課題であると認識しており、個別施策6「地域とともに歩む学校教育の推進」において、それらの方針を示す「第3期富田林市教育大綱」について言及しています。また、ご意見を踏まえ、左記のとおり計画を修正・加筆します。
2	P31～34	【2】「不登校」に関する記述の拡充について 素案における個別施策8「青少年健全育成と若者の活躍支援」というタイトルは、不登校やいじめ等の困難な状況にあり、支援を必要とするこどもの特性やニーズに応じた支援・合理的配慮をすることを示す「こども大綱」の内容を反映しておらず、不登校が健全育成でないとの誤解を生む恐れがある。また「活躍支援」という表記は、ひきこもりのこども達を含めきめ細かい支援を必要とするこどもや保護者への配慮に欠ける。「青少年健全育成」と「不登校のこどもへの支援」に関する記述を峻別し、より丁寧なタイトルおよび「現状と課題」「今後の取組」において本市の取組を記載すること、フリースクールや関連する市の支援事業があれば記載すること、資料「こども計画事業一覧」において相談支援事業の位置付けを見直すことを要望する。	②	個別施策9 こどもの権利を守る制度の確立【主な事業】 ・こどもの人権を尊重する啓発・相談活動  こども計画事業一覧 No75 ★子どもの人権を尊重する啓発・相談活動 担当課：人権・市民協働課	個別施策9 こどもの権利を守る制度の確立【主な事業】 ・こどもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動  こども計画事業一覧 No75 ★子どもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動 担当課：人権・市民協働課・教育指導室	
3	P34 P90	【3】「人権教育」に関する記述について こども自身および市民がこどもの権利についての理解を深めるために、学校教育や社会教育での「人権教育」の役割は重要だが、素案での記載が少ない。P34上段の「主な事業」及びP90内の「こどもの人権を尊重する啓発・相談活動」は「こどもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動」とし、担当課に教育指導室や社会教育関係課も加えるべきである。事業内容も、こどものエンパワメントに加え、広く市民の学びや啓発を含めた記述にすべきである。さらに、「学校教育における人権教育の推進」を基本目標2「すべての育成過程にわたる多様な支援の推進」および「こども計画事業一覧」で記載する必要がある。	②	個別施策9 こどもの権利を守る制度の確立【主な事業】 ・こどもの人権を尊重する啓発・相談活動  こども計画事業一覧 No75 ★子どもの人権を尊重する啓発・相談活動 担当課：人権・市民協働課	個別施策9 こどもの権利を守る制度の確立【主な事業】 ・こどもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動  こども計画事業一覧 No75 ★子どもの人権を尊重する教育・啓発・相談活動 担当課：人権・市民協働課・教育指導室	こどもの権利について、学校教育を含め理解を深めていくことは重要と考えますことから、ご指摘のとおり事業名の修正および主な担当課を追記し、「学校教育における人権教育」も本項目に含む内容とします。
4	P33	【4】「国際理解教育」に関する記述について 「こどもまんなか実行計画2025」には「国際理解教育の振興」が含まれている。本市でも海外につながるのこども達が増え、つながりのある国や文化も多様になっている。そのようなこども達への理解を深め、多文化共生の意識醸成に向けて、本市の学校園・保育所等でもすでに様々な取組があるのではないかと。それらを踏まえて、P33個別施策9「こどもの権利を守る制度の確立」やP33個別施策13「複合課題のある家庭の支援」の中で「国際理解教育の推進」といった項目を加えていただきたい。	②	個別施策13 複合課題のある家庭の支援【今後の取組】  ○…。また、文化や宗教、考え方の違いをお互いに理解し合えるようにしながら、多文化に配慮した教育・保育を進めていきます。	個別施策13 複合課題のある家庭の支援【今後の取組】  ○…。また、文化や宗教、考え方の違いをお互いに理解し合えるように、多文化に配慮した教育・保育や、各種交流・啓発事業などを進めていきます。	海外につながるのこどもへの理解を深め、多文化共生の意識醸成は重要と認識しています。ご指摘については、個別施策13「複合課題のある家庭の支援」の【今後の取組】において一定記載していると考えますが、ご指摘を踏まえ、学校や園等に限らない多文化共生や国際理解教育に係る取組を広義にとらえるよう加筆修正します。

回答番号	該当箇所	コメント概要	対応区分	修正前	修正後	市のコメント
5	P12 P33～34	<p>【5】「こども達の自己肯定感におけるジェンダー等のギャップ解消にむけた取組」の推進について</p> <p>アンケート調査の結果から、本市のこども達の「自己肯定感」に関して「男性、女性、性別を答えたくないこども」の間で小学生段階から大きな格差が生じていることが明らかになったが、素案ではこの課題や対策に触れられていない。以下を提案する。①P12下段「◆自分のことが好き」の結果に性別ごとの集計結果を掲載すること。②P33～34主要施策3および個別施策9の中で、自己肯定感におけるジェンダー等のギャップの存在を現状把握として挙げ、課題として解消を明記し、今後の取組として学校園における男女平等教育、性の多様性や性的マイノリティに対する理解促進等を加えること。(現在は個別施策19「仕事と家庭の調和にむけた支援」の中に記載があるが、それに加えて、こどもの権利擁護、自己肯定感・自尊感情を育む観点から記述を拡充する必要がある。)③計画の指標に「自己肯定感のジェンダー等ギャップの解消」を加え、目標値を「前回調査より減少」と設定すること。</p>	③			<p>こども・若者の可能性を広げていくため、自己肯定感の向上やジェンダー平等の実現、性の多様性への理解は重要であると認識しており、ご指摘については、下記のとおり取り扱います。</p> <p>①は、資料編に二次元コードを掲載し、計画策定に関する各調査結果を掲載するウェブサイトへ誘導します。</p> <p>②③は、資料編の事業一覧(No.77や78)において、性の多様性に関する理解促進等の事業を掲載しておりますが、ご指摘も踏まえ、自己肯定感の向上やジェンダー平等の実現、性の多様性への理解促進に向けて、様々な機会や手法を駆使した人権教育・啓発の取組、またそれらを評価する指標について、担当課と検討・協議を継続します。</p>
6	—	<p>【6】「富田林市こども計画」への「富田林市こどもの権利条例」と一部の条文の解説の掲載について</p> <p>素案の資料に「富田林市こどもの権利条例」と一部条文の解説を掲載するとともに、計画本文において条例と関係の深い記述については、条例と解説が参照できるようマーキングすることを要望する。条例は本市独自の自治立法であり周知が重要であること、こどもの「意見表明権」を含め条例の内容の理解促進に取り組む必要があること、本市が実施するすべてのこども施策を条例の諸規定に即してバージョンアップしていただきたいことから、最低限、①富田林市こどもの権利条例全文、②第1条・第3条・第4条・第5条・第11条・第12条・第13条・第14条と各解説の掲載を要望する。</p>	①		条例全文の掲載を予定	<p>ご指摘を考慮し、条例案の議決状況を踏まえ、巻末の資料編に「富田林市こどもの権利条例」の全文掲載を予定しています。</p> <p>なお、条例と関係の深い計画本文へのマーキングにつきましては、策定後の評価検証の方法等も含め、今後検討してまいります。</p>
7	P69	<p>【7】こどもの意見等を聴く、大規模かつ包括的できめ細やかな調査および取り組みの継続実施について</p> <p>素案P69第7章「PDCAサイクルによる検証」の「こどもに意見等を聴き、」の部分に「大規模かつ包括的できめ細やかに」を挿入することを要望する。こどもの声を聴く取組は、統計上信頼できるサンプル数での調査だけでは不十分である。「こども大綱」でも、困難な状況に置かれたこどもや声を聴かれにくいこども等、様々な状況にあるこどもの意見を汲み取るための十分な配慮が示されている。大規模かつ包括的な調査に加え、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども等の意見等を聴き取るきめ細やかな取組を継続することは、本市の基本理念「こどもの声を聴き、ともに歩む こどもまんなか富田林」を具現化し、「こどもまんなか」文化を創造するための重要な実践である。</p>	③			<p>こども大綱に示されているとおり、様々な状況にあるこどもの声を丁寧に聴き取ることは、こどもまんなかの施策推進において重要であり、今回実施したアンケート調査のような大規模な調査や、個別の状況に応じたきめ細かな意見聴取を継続して実施することの必要性は認識しております。</p> <p>アンケート調査等の具体的な実施手法や頻度につきましては、引き続き検討中のため、計画の記載内容は修正なしとしますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、多様な方法によりこどもの声を聴き、施策を推進してまいります。</p>